

～事業主の皆様へ～

雇用管理等に向けたアドバイス（第4号）

日頃よりハローワーク村上をご利用いただき有難うございます。
この広報紙は、事業主の皆様が必要とする情報を発信する目的に作成しています。
従業員の募集、雇用管理などの参考としていただければ幸いです。

ハローワーク村上 求人部門
(☎ 0254-53-4141)

① 障害者雇用について考えてみませんか？

障害者雇用と聞くと、皆さんはどのような思いを持たれますか？

少し堅い話になりますが「障害者の雇用の促進等に関する法律」では障害者の雇用率制度が定められており、具体的には、従業員50人以上の事業主は、従業員の2.0%に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないとされています。

最近では法令遵守のためというだけでなく、貴重な労働力として障害者雇用に積極的に取り組まれている事業主も増えてきています。《障害者の持つ特性を理解し、その方の能力や適性を活かすことができる仕事を提供することにより重要な戦力として活用される事業所も少なくはありません（障害者＝仕事ができないではなく、障害者の特性を理解して配置すれば十分に戦力となります）》。

では、「言うのは簡単だけど具体的にどのように障害者雇用へ取り組んでいけばよいの？」と疑問を持たれた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。初めての障害者雇用にあたっては、次のステップを踏んで実現されることが多いようですので、参考にしてください。

障害者雇用に向けた一般的な流れです。

ステップ1

まずは社内で障害者雇用について理解を深めましょう

ステップ2

各種セミナーへの参加や職場体験を受け入れてみましょう

ステップ3

募集活動の開始です
(求人を提出してください)

ステップ4

いよいよ雇用開始です

ステップ5

職場定着に向けた支援の開始です

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関がチームを組んで、就職の準備から職場定着まで支援を実施します。

◆障害者雇用に取り組まれる社長様からの一言◆

障害者雇用が事業所にもたらすメリットとして、職場の雰囲気が変わったという話を社長様より聞くことができました。

その社長様は、「採用した知的障害者は、顔を合わせばとにかく「おはようございます」「こんにちは」の挨拶をしつこいくらいにしてくる。最初は慣れなかったが慣れてくると従業員全員が挨拶をするようになった。会社の雰囲気も明るくなったよ」と笑って話していらっしゃいました。(^.^)

事業所における障害者雇用の実現に向け、ハローワークや関係機関ではチームを組んで職場定着まで支援に取り組んでいます。障害者雇用に興味をお持ちいただきましたら、どのような些細なことでもまずは遠慮なくハローワーク村上 障害者雇用担当に相談してください。お待ちしております。

② 雇用関係助成金について

今回は「障害者トライアル雇用奨励金」についてです。

この奨励金は、就職が困難な障害者を一定期間雇用する事業主に対して助成するものであり、その適性や業務遂行能力を見極め、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としており、次の2つの種類があります。

1 障害者トライアル雇用奨励金

就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間施行雇用を行う場合に助成されます。1人あたり月額最大4万円（最長3か月）。なお、精神障害者を初めて雇用する場合は月額最大8万円（最長3か月）になります。

2 障害者短時間トライアル雇用奨励金

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成されます。1月あたり最大2万円（最長12か月）。

なお、障害者の雇用促進、職場定着等のための助成金については、障害者トライアル雇用奨励金以外にも特定求職者雇用開発助成金、障害者初回雇用奨励金、障害者雇用安定奨励金などがありますので併せてご相談願います。

③ ちょっと耳より情報（雇用保険法の改正関係（H29.1.1 施行））

◎平成29年1月1日より、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは「高年齢継続被保険者」となっている場合を除き適用除外です。従業員の皆様へもお知らせください。

1 高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

2 育児休業給付、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を取得する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

3 教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者であった方も要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

* 詳しくは雇用保険担当までお問い合わせください。